平成２２年（フ）第２０９３号
大阪市淀川区十三本町２丁目８番８号福森マンション202号
債務者　中崎　一三
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１０４号
大阪府門真市下島町21番１号
債務者　小柴　勝己
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２０７号
大阪市住吉区南住吉２丁目21番２―202号
債務者　兼田装飾こと　兼田　幸彦
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３４０号
大阪府箕面市小野原西３丁目33番７号
債務者　西田麻衣佳
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４８５号
大阪市淀川区木川東２丁目15番23号第１サンハイツ301号
債務者　川森　竜二
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５３２号
大阪市浪速区恵美須東２―８―12、住民票上の住所大阪市浪速区下寺３丁目18番11号南海ビル１Ｆ
債務者　西森　廣實
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５７１号
大阪市此花区梅香３丁目26番11号
債務者　山口　　寛
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６３７号
大阪市平野区平野南１丁目12番20―1102号
債務者　中岡　圭介
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７１２号
大阪府四條畷市清滝中町９番４号サンガーデン清瀧Ａ101
債務者　清水　恭平
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７５８号
大阪市住吉区苅田５丁目８番２―503号
債務者　田中みどり
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７６３号
大阪府枚方市田口２丁目15番１―21号
債務者　小池　志郎
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７８４号
大阪府八尾市八尾木北５丁目122番地
債務者　岩越　祐子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７９２号
大阪府吹田市青山台１丁目２番Ｃ25―303号
債務者　上村　治生
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８３１号
大阪市北区中津３―15―11、住民票上の住所大阪市天王寺区逢阪１丁目４番12号
債務者　大谷　豊子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８６５号
大阪府東大阪市長瀬町３丁目４番32―110号
債務者　伊吹　洋子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８８１号
大阪市城東区今福東１丁目13番10号ユンヌホワイエ201号
債務者　馬場　龍也（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８８７号
大阪市東住吉区今川３丁目11番４号ロイヤル今川202号
債務者　佐々木とも子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９４６号
大阪市住之江区御崎７丁目４番２―605号
債務者　三谷　政恵
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部